

料金表

(2015年1月1日発効)

スイスフラン

1. 協定のみが適用される国際出願

次の手数料の支払いにより、10年分がまかなわれる。

1.1 基本手数料(協定第8条(2)(a)) ¹	
1.1.1 標章の複製が色彩付きでない場合	653
1.1.2 標章の複製が色彩付きである場合	903
1.2 商品及びサービスの区分が3を超える場合における1区分ごとの追加手数料(協定第8条(2)(b))	100
1.3 各締約国の指定についての付加手数料(協定第8条(2)(c))	100

2. 議定書のみが適用される国際出願

次の手数料の支払いにより、10年分がまかなわれる。

2.1 基本手数料(議定書第8条(2)(i))	
2.1.1 標章の複製が色彩付きでない場合	653
2.1.2 標章の複製が色彩付きである場合	903
2.2 商品及びサービスの区分が3を超える場合における1区分ごとの追加手数料(議定書第8条(2)(ii))	100

ただし、個別手数料(下記 2.4 参照)が支払われるべき締約国のみを指定する場合(議定書第8条(7)(a)(i)参照)を除く。

¹ 後発発展途上国(国際連合により作成された一覧表による)の出願人による国際出願は、基本手数料が所定の料金(端数の無いほぼ満額)の10%に減額される。この場合の基本手数料は、65スイスフラン(標章の複製が色彩付きでない場合)、又は90スイスフラン(標章の複製が色彩付きである場合)になる。

- 2.3 各締約国の指定についての付加手数料(議定書第8条(2)(iii)) 100
 ただし、指定締約国が個別手数料(下記 2.4 参照)が支払われるべき締約国である場合(議定書第8条(7)(a)(ii)参照)を除く。
- 2.4 個別手数料(付加手数料ではなく)を支払うべき各締約国の指定についての個別手数料(議定書第8条(7)(a)参照)ただし指定締約国が協定に(も)拘束される場合であって、本国官庁が協定に(も)拘束される(そのような締約国については付加手数料が支払われる)国の官庁である場合を除く。:個別手数料の額は、関係する各締約国が定める。

3. 協定及び議定書の双方が適用される国際出願

次の手数料の支払いにより、10年分がまかなわれる。

- 3.1 基本手数料²
- 3.1.1 標章の複製が色彩付きでない場合 653
- 3.1.2 標章の複製が色彩付きである場合 903
- 3.2 商品及びサービスの区分3を超える場合における1区分ごとの追加手数料 100
- 3.3 個別手数料を支払うことを要しない各締約国の指定についての付加手数料(下記 3.4 参照) 100
- 3.4 個別手数料が支払われるべき各指定締約国の個別手数料(議定書第8条(7)(a)参照)。
 ただし、指定締約国が協定に(も)拘束される場合であって、本国官庁が協定に(も)拘束される(そのような締約国については付加手数料が支払われる。)締約国の官庁である場合を除く。:個別手数料の額は、関係する各締約国が定める。

² 前掲1と同じ。

4. 商品及びサービスの分類に関する欠陥

次の手数料が支払われるべきものとする(第12規則(1)(b))。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 4.1 商品及びサービスが区分けされていないとき | 77 及び 20 語を超える場合には1語ごとに4を加算する |
| 4.2 願書に記載された1又は2以上の語の区分が適切でないとき | 20 及び不適切に分類された語ごとに4を加算する |

ただし、国際出願に関しこの項に基づき支払う合計額が150スイスフランよりも少ない場合には、手数料は支払うことを要しない。

5. 国際登録に対する事後指定

次の手数料の支払いにより、指定の効力発生日と国際登録の存続期間の満了の期間分がまかなわれる。

- | | |
|---|-----|
| 5.1 基本手数料 | 300 |
| 5.2 個別手数料が当該指定締約国について支払われるべきでない場合には、同一の申請において示された各指定締約国についての付加手数料(下記5.3参照) | 100 |
| 5.3 個別手数料(付加手数料ではなく)が支払われるべき各指定締約国についての個別手数料(議定書第8条(7)(a)参照)。ただし、指定締約国が協定に(も)拘束される場合であって、名義人の締約国の官庁が協定に(も)拘束される(そのような締約国については付加手数料が支払われる)国の官庁である場合を除く。:個別手数料の額は、関係する各締約国が定める。 | 100 |

6. 更新

次の手数料の支払いにより、10年分がまかなわれる。

6.1 基本手数料	653
6.2 追加手数料	100
ただし、個別手数料が支払われるべき各指定締約国についてのみ更新がされた場合は除く。(下記 6.4 参照)	
6.3 個別手数料を支払うことを要しない各指定締約国についての付加手数料 (下記 6.4 参照)	100
6.4 個別手数料(付加手数料ではなく)が支払われるべき各指定締約国についての個別手数料(議定書第8条(7)(a)参照)。ただし、指定締約国が協定に(も)拘束される場合であって、名義人の締約国の官庁が協定に(も)拘束される(そのような締約国については付加手数料が支払われる)国の官である場合を除く。:個別手数料の額は、関係する各締約国が定める。	
6.5 猶予期間の利用についての割増料金	6.1 に基づき支払うべき金額の 50%

7. 雑多な記録

7.1 国際登録の全部移転	177
7.2 国際登録の一部移転 (商品及びサービスの一部又は締約国の一部について)	177
7.3 国際登録後に権利者により申請される限定 ただし、限定が2以上の締約国に影響するときは、当該限定がそのすべての締約国について同一の場合に限る。	177
7.4 同一の変更の登録が同一の申請書でされている1又は2以上の国際登録に係る権利者の氏名若しくは名称及び/又は住所の変更	150
7.5 国際登録に関するライセンスの記録又はライセンスの記録の修正	177
7.6 第5規則の2(1)に基づく処理の継続のための請求	200

8. 国際登録に関する情報

8.1 国際登録の状態を記録した国際登録簿からの認証抄本(詳細な認証抄本)の作成	
3頁まで	155
3頁を超える各頁について	10
8.2 国際登録に関するすべての公表の写し及びすべての拒絶の通報の写しからなる国際登録簿からの認証抄本(簡易な認証抄本)の作成	
3頁まで	77
3頁を超える各頁について	2
8.3 書面による単一の証明又は情報	
単一の国際登録について	77
同一の情報の申請が同一の申請書でされている各追加国際登録について	10
8.4 国際登録の公表の再印刷又は写真複写	
1頁毎	5

9. 特別なサービス

国際事務局は、緊急を要する事務の執行及びこの料金表に定められていないサービスの提供のための手数料の金額を定めて徴収する権限を有する。